資料　4

議案第32号関係資料

使用料、手数料等の取扱いについて

平　成　15　年　12　月

秋田市・河辺町・雄和町
合　併　協　議　会

使 用 料 、 手 数 料 等 調 整 方 針 （案）

番号	部会	種別	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置	調整方針
1	会計	使用料	庁舎使用料	庁舎使用料	役場庁舎使用料 行政財産使用料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
2	財政	使用料	法定外公共物使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
3	市民生活	使用料	土崎支所使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
4	市民生活	使用料	新屋支所使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
5	市民生活	使用料	自転車等駐車場使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
6	市民生活	使用料	コミュニティセンター敷地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
7	市民生活	使用料	コミュニティセンター建物使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
8	市民生活	使用料	地域センター敷地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
9	市民生活	使用料	地域センター建物使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
10	市民生活	使用料	斎場使用料		火葬場使用料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
11	市民生活	使用料	建物使用料（斎場）			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
12	市民生活	使用料	墓地使用料	墓地永代使用料		B		合併時に秋田市の制度に統一する。 ただし、萱森墓地については合併時までに地元に払い下げる。
13	市民生活	使用料	土地使用料（墓地）			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
14	市民生活	使用料		岩見三内コミュニティセンター使用料	基幹集落センター使用料	B		平成17年度に秋田市の制度に統一する。
15	市民生活	使用料		ふれあい交流館使用料		B		合併時に秋田市の制度に統一する。
16	市民生活	使用料			長者やま荘使用料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
17	福祉	使用料	保育所敷地使用料	土地・建物貸付収入	社会福祉施設使用料（保育所）	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
18	福祉	使用料	母子生活支援施設敷地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
19	福祉	使用料			社会福祉施設使用料（特養施設）	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
20	福祉	使用料		デイサービスセンター使用料 （生きがい活動支援通所利用料）		B		合併時に秋田市の制度に統一する。
21	福祉	使用料		総合福祉交流センター使用料		A		現行どおりとする。
22	福祉	使用料		福祉サービス使用料 （給食サービス等使用料）		B		合併時に秋田市の制度に統一する。
23	福祉	使用料		福祉サービス使用料 （寝具類等洗濯乾燥サービス使用料）		C		事業を廃止する。
24	福祉	使用料			軽費老人ホーム利用料	B		合併前に民設民営化する。
25	福祉	使用料			ふれあいプラザ利用料	B		管理運営については外部団体へ委託し、利用料については秋田市の制度に統一する。
26	福祉	使用料			農林漁家高齢者センター使用料	B		秋田市老人いこいの家と同様の扱いとし、利用料については秋田市の制度に統一する。
27	保健	使用料	夜間休日応急診療所使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。

（注１）該当する項目（使用料、手数料等）を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。
（注２）「区分」欄には、調整方針（案）の区分を表示。（A：現行どおり、B：統一、C：廃止）
（注３）「経過措置｝欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に※印を表示。

使 用 料 、 手 数 料 等 調 整 方 針 （案）

番号	部会	種別	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置	調整方針
28	保健	使用料	保健センター施設使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
29	環境	使用料	御所野敷地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
30	環境	使用料	向浜敷地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
31	環境	使用料	向浜建物使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
32	商工	使用料	西部体育館施設使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
33	商工	使用料	西部体育館敷地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
34	商工	使用料	サンライフ秋田敷地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
35	商工	使用料	チャレンジオフィスあきた施設使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
36	商工	使用料	チャレンジオフィスあきた敷地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
37	商工	使用料	振興センター施設使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
38	商工	使用料	公共公益施設用地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
39	商工	使用料			向野甚兵衛沼使用料	C		合併前に釣り堀施設の用途廃止をする。
40	商工	使用料			観光交流館使用料	A		現行どおりとする。
41	商工	使用料			農産物処理加工所使用料	A		現行どおりとする。
42	商工	使用料			休憩サービス施設使用料	A		現行どおりとする。
43	商工	使用料			糠塚地区民間資本活用区域使用料	A		現行どおりとする。
44	商工	使用料	秋田中高年齢労働者福祉センター利用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
45	商工	使用料			雄和町サイクリングターミナル使用料	A		現行どおりとする。 ただし、貸し自転車、グラウンドゴルフを除き、レジャー部門は廃止する。
46	商工	使用料			雄和町コテージ使用料	A		現行どおりとする。
47	商工	使用料			雄和ふるさと温泉保養施設使用料	A		現行どおりとする。
48	商工	使用料			雄和町民芸関係施設使用料	A		現行どおりとする。
49	商工	使用料			花き栽培園使用料	A		現行どおりとする。
50	商工	使用料		河辺町岩見三内自然休養村使用料		A		現行どおりとする。 ただし、70歳以上の割引料金は合併時に廃止する。
51	商工	使用料		ユフォーレ公園施設使用料		A		現行どおりとする。
52	商工	使用料	大森山動物園入園料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
53	農林	使用料			体験農園使用料	A		現行どおりとする。
54	農林	使用料	農道占用料 行政財産使用料		道路使用料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
55	農林	使用料	林道占用料		林道占用料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。

（注１）該当する項目（使用料、手数料等）を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。
（注２）「区分」欄には、調整方針（案）の区分を表示。（A：現行どおり、B：統一、C：廃止）
（注３）「経過措置｝欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に※印を表示。

使 用 料 、 手 数 料 等 調 整 方 針 （案）

番号	部会	種別	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置	調整方針
56	農林	使用料			農林漁業者トレーニングセンター使用料	A		現行どおりとする。
57	農林	使用料			山水荘使用料	C		廃止する方向で検討する。
58	農林	使用料			体験学習館使用料	A		現行どおりとする。
59	農林	使用料			椿台交流会館使用料	A		現行どおりとする。
60	農林	使用料		森林総合利用施設使用料		C		廃止する。
61	建設	使用料	道路占用料	道路占用料	道路占用料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
62	建設	使用料	広告板使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
63	建設	使用料	土地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
64	建設	使用料	街路用地等使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
65	建設	使用料	法定外公共物使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
66	都市整備	使用料	公園地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
67	都市整備	使用料	千秋公園有料駐車場使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
68	都市整備	使用料	夜間照明使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
69	都市整備	使用料	雄物川河川緑地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
70	都市整備	使用料	一つ森公園コミュニティ体育館使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
71	都市整備	使用料	太平山リゾート公園使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
72	都市整備	使用料	太平山リゾート公園使用料（グランドゴルフ）			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
73	都市整備	使用料	太平山リゾート公園施設使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
74	都市整備	使用料	広告板使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
75	都市整備	使用料	まちづくり総合支援事業用地等使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
76	都市整備	使用料	スキー場使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
77	都市整備	使用料	公営住宅使用料	公営住宅使用料	住宅使用料	B	※	合併時に秋田市の制度に統一する。 現在の入居者については平成19年度まで段階的に秋田市の制度に統一する。
78	都市整備	使用料	公営住宅敷地使用料	行政財産使用料	行政財産使用料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
79	都市整備	使用料	公営住宅駐車場使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
80	都市整備	使用料	公営住宅施設使用料	行政財産使用料	行政財産使用料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
81	都市整備	使用料		特定公共賃貸住宅使用料	住宅使用料	B	※	合併時に使用料について、市場家賃を勘案して定める。 現在の入居者については平成19年度まで段階的に秋田市の制度に統一する。
82	都市整備	使用料		鵜養多目的研修施設使用料		B		合併時に秋田市の制度に統一する。
83	都市整備	使用料		運動広場使用料		B		合併時に秋田市の制度に統一する。

（注１）該当する項目（使用料、手数料等）を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。
（注２）「区分」欄には、調整方針（案）の区分を表示。（A：現行どおり、B：統一、C：廃止）
（注３）「経過措置｝欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に※印を表示。

使 用 料 、 手 数 料 等 調 整 方 針 （案）

番号	部会	種別	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置	調整方針
84	都市整備	使用料		へそ公園施設使用料		B		合併時に秋田市の制度に統一する。
85	都市整備	使用料			浄化槽使用料（公営住宅特別会計）	B	※	合併時に秋田市の制度に統一する。 ただし、平成17年度まで従前の例によることとし、平成18年度から下水道使用料に統一する。
86	美短	使用料	短期大学授業料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
87	美短	使用料	校地校舎使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
88	美短	使用料	大学開放センター使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
89	美短	使用料	専修学校授業料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
90	美短	使用料	校地校舎使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
91	教育	使用料	校地校舎使用料	行政財産使用料	行政財産使用料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
92	教育	使用料	高等学校授業料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
93	教育	使用料	高等学校授業料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
94	教育	使用料	公民館使用料	多目的センター使用料	農村環境改善センター使用料	A		現行どおりとする。
95	教育	使用料	佐竹史料館観覧料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
96	教育	使用料	御隅櫓観覧料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
97	教育	使用料	民俗芸能伝承館観覧料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
98	教育	使用料	民俗芸能伝承館使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
99	教育	使用料	旧黒澤家住宅観覧料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
100	教育	使用料	美術館観覧料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
101	教育	使用料	赤れんが郷土館観覧料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
102	教育	使用料	文化会館使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
103	教育	使用料	女性学習センター敷地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
104	教育	使用料	民俗芸能伝承館敷地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
105	教育	使用料	児童センター敷地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
106	教育	使用料	公民館敷地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
107	教育	使用料	公民館敷地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
108	教育	使用料	赤れんが郷土館敷地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
109	教育	使用料	太平山自然学習センター使用料	青少年自然の家使用料		A		現行どおりとする。
110	教育	使用料	運動場使用料（八橋硬式野球場、八橋軟式野球場、土崎市民グラウンド）	運動広場使用料（戸島運動広場、農村運動広場、町民広場）	運動公園使用料（雄和町運動公園球場） 町営野球場使用料（雄和町営野球場）	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
111	教育	使用料	運動場使用料（八橋テニスコート）		運動公園使用料（テニスコート）	B		合併時に秋田市の制度に統一する。

（注１）該当する項目（使用料、手数料等）を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。
（注２）「区分」欄には、調整方針（案）の区分を表示。（A：現行どおり、B：統一、C：廃止）
（注３）「経過措置｝欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に※印を表示。

使 用 料 、 手 数 料 等 調 整 方 針 （案）

番号	部会	種別	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置	調整方針
112	教育	使用料	運動場使用料（八橋球技場、勝平市民グラウンド）	生涯スポーツ施設使用料（スポパークかわべ　サッカー場、多目的広場）		B		合併時に秋田市の制度に統一する。
113	教育	使用料	運動場使用料（八橋陸上競技場、相撲場）			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
114	教育	使用料	運動場使用料（光沼アリーナ）			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
115	教育	使用料	運動場使用料（勝平屋内ゲートボール場）	生涯スポーツ施設使用料		A		現行どおりとする。
116	教育	使用料	体育館使用料（市立体育館、茨島体育館、土崎体育館）	体育館使用料（町民体育館）	町民体育館使用料（雄和町町民体育館） 南体育館使用料（雄和町南体育館）	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
117	教育	使用料	体育館使用料（一つ森公園弓道場）			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
118	教育	使用料	行政財産使用料		雄和中学校グランド照明施設使用料	A		現行どおりとする。
119	教育	使用料			ふるさとセンター使用料	A		現行どおりとする。
120	教育	使用料			海洋センター使用料	A		現行どおりとする。
121	教育	使用料		農林漁業資料館入館料		A		現行どおりとする。
122	消防	使用料	消防庁舎敷地使用料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
123	会計	手数料	諸証明手数料	その他の証明	その他の証明	B		平成17年度から秋田市の制度に統一する。
124	財政	手数料	所得証明書等交付手数料	納税証明手数料	徴税手数料（総務手数料）	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
125	財政	手数料	納税証明書交付手数料	納税証明手数料	徴税手数料（総務手数料）	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
126	財政	手数料	諸証明手数料	その他の証明	その他の証明	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
127	財政	手数料			地籍調査公簿・図面閲覧手数料	C		平成17年1月11日をもって廃止する。
128	財政	手数料		督促手数料（徴収手数料）	督促手数料	C		平成17年1月11日をもって廃止する。
129	財政	手数料		公簿閲覧手数料		C		平成17年1月11日をもって廃止する。
130	市民生活	手数料	戸籍手数料	戸籍手数料	戸籍住民基本台帳手数料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
131	市民生活	手数料	印鑑証明手数料	証明手数料	戸籍住民基本台帳手数料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
132	市民生活	手数料	印鑑登録証交付手数料	証明手数料	戸籍住民基本台帳手数料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
133	市民生活	手数料	住民基本台帳手数料	住民基本台帳手数料	戸籍住民基本台帳手数料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
134	市民生活	手数料	自動車臨時運行許可手数料	自動車臨時運行手数料	自動車臨時運行手数料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
135	市民生活	手数料	諸証明手数料	証明手数料	戸籍住民基本台帳手数料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
136	市民生活	手数料	自転車等撤去保管手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
137	市民生活	手数料	諸証明手数料	地縁団体証明手数料	諸証明手数料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
138	市民生活	手数料	計量器検査手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
139	市民生活	手数料	墓地管理手数料	墓地管理手数料		B		合併時に秋田市の制度に統一する。

（注１）該当する項目（使用料、手数料等）を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。
（注２）「区分」欄には、調整方針（案）の区分を表示。（A：現行どおり、B：統一、C：廃止）
（注３）「経過措置」欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に※印を表示。

使 用 料 、 手 数 料 等 調 整 方 針 （案）

番号	部会	種別	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置	調整方針
140	市民生活	手数料		督促手数料（国保）	保険税督促手数料（国保）	C		平成17年1月11日をもって廃止する。
141	福祉	手数料		証明手数料（介護）	介護保険証明手数料	C		平成17年1月11日をもって廃止する。
142	福祉	手数料		督促手数料（介護）	介護保険料督促手数料	C		平成17年1月11日をもって廃止する。
143	保健	手数料	診療所手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
144	保健	手数料	医薬品手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
145	保健	手数料	食品衛生営業許可手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
146	保健	手数料	畜犬取締手数料	犬登録手数料 狂犬病予防注射手数料	犬登録手数料 犬の鑑札再交付手数料 狂犬病予防注射済票交付手数料 狂犬病予防注射済票再交付手数料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
147	保健	手数料	環境衛生営業許可手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
148	保健	手数料	温泉関係業務手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
149	保健	手数料	化製場等申請手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
150	保健	手数料	食鳥処理申請手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
151	保健	手数料	犬猫引取手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
152	保健	手数料	毒物劇物販売業手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
153	保健	手数料	抗体検査手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
154	環境	手数料	ごみ処理手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
155	環境	手数料	し尿処理手数料			C		平成17年1月11日をもって廃止する。
156	環境	手数料	廃棄物処理業等手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
157	環境	手数料	廃棄物処理業等手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
158	環境	手数料	粗大ごみ収集運搬処理手数料			B		平成17年度に秋田市の制度に統一する。
159	商工	手数料	諸証明手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
160	農林	手数料	諸証明手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
161	農林	手数料	諸証明手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
162	建設	手数料	諸証明手数料		町道幅員証明書手数料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
163	都市整備	手数料	建築申請手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
164	都市整備	手数料	完了検査申請手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
165	都市整備	手数料	開発許可等申請手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
166	都市整備	手数料	優良宅地造成認定手数料	優良宅地造成認定手数料	優良宅地造成認定手数料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
167	都市整備	手数料	優良住宅新築認定申請手数料		優良住宅新築認定申請手数料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
168	都市整備	手数料	諸証明手数料		諸証明手数料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。

（注１）該当する項目（使用料、手数料等）を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。
（注２）「区分」欄には、調整方針（案）の区分を表示。（A：現行どおり、B：統一、C：廃止）
（注３）「経過措置｝欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に※印を表示。

使 用 料 、 手 数 料 等 調 整 方 針 （案）

番号	部会	種別	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置	調整方針
169	都市整備	手数料	屋外広告物等申請手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
170	美短	手数料	入学検定料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
171	美短	手数料	入学料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
172	美短	手数料	諸証明手数料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
173	美短	手数料	入学検定料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
174	美短	手数料	入学金			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
175	教育	手数料	入学検定料			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
176	教育	手数料	入学金			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
177	教育	手数料	入学金			B		合併時に秋田市の制度に統一する。
178	消防	手数料	危険物施設許可等手数料	一部事務組合（歳入名称なし）		B		合併時に秋田市の制度に統一する。
179	福祉	その他	保育所保護費負担金	保育園使用料	保育所保育料（負担金）	B	※	平成17年度から毎年25%ずつ両町の保育料に加算し、平成20年度に秋田市の制度に統一する。
180	福祉	その他	延長保育利用収入	無料	延長保育利用料	B		合併時に秋田市の制度に統一する。
181	保健	その他	健康診査収入	検診徴収料	各種検診負担金	B		合併時に秋田市の制度に統一する。

（注１）該当する項目（使用料、手数料等）を実施している市町にはその名称を表示し、実施していない場合は空欄で表示。
（注２）「区分」欄には、調整方針（案）の区分を表示。（A：現行どおり、B：統一、C：廃止）
（注３）「経過措置｝欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に※印を表示。